

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年5月15日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都府中市南町六丁目15番地の13 相田化学工業株式会社 氏 名 代表取締役 相田 英則 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-368-6311	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	相田化学工業株式会社 本社工場
事業場の所在地	東京都府中市南町六丁目15番地の13
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	非鉄金属製造業
②事業の規模	資本金 8,000万円
③従業員数	令和6年5月1日現在 役員5名 社員(顧問、契約社員、嘱託、パートを含む)446名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	■廃油 → 焼却 → 貴金属原料(再生利用) ■廃酸 → 中和・焼却 → 埋立 ■廃油(廃溶剤) → 焼却 → 埋立 ■汚泥(金属等を含むもの) → 中和・無害化 → 埋立 ■廃アルカリ(金属等を含むもの) → 高温熱分解・混練処理 → 埋立

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

統括責任者：生産本部 本部長
 ・工場の操業に関する責任者

廃棄物管理：生産本部 第一生産部 マテリアルGr
 生産本部 生産管理部
 生産本部 品質管理室
 開発本部 製品開発部
 開発本部 技術開発部
 ・産業廃棄物が収集運搬業者へ引き渡されるまで、適正に保管管理を行う。

廃棄物実務：環境事業部 環境管理課
 ・廃棄物の処理計画
 ・監督官庁への各種報告
 ・委託処理業者の調査、選定及び管理(現地確認)
 ・委託契約書締結
 ・産業廃棄物管理票(電子マニフェスト)交付管理
 ・社員、関連会社に対する教育及び啓発
 ・その他

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.07 t	10.00 t
	(これまでに実施した取組) 廃液に含まれる貴金属をリサイクルするために材料として搬入されたものが産業廃棄物となるため、発生を抑制することは困難だが、廃酸、廃酸（金属等を含むもの）、廃アルカリ（金属等を含むもの）については自社処理や有価売却ができないか検討している。廃アルカリ（金属等を含むもの）については徐々に有価売却に移行中。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	排出量	0.10 t	10.00 t
	(今後実施する予定の取組) 資源リサイクルを推進するため、今後もリサイクル原料の搬入量増加に伴い、産業廃棄物の排出量も増加する見込み。 廃酸（金属等を含むもの）、廃アルカリ（金属等を含むもの）については、引き続き自社処理ができないか検討する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
排 出 量	－ t	0.00 t	114.38 t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
排 出 量	0.20 t	0.01 t	40.00 t	－ t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全処理委託量	0.07 t	10.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.07 t	10.00 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
	処理委託先各社の現地確認を実施し、廃棄物が適正に処理されていることを確認した。		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t	－ t	－ t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
全処理委託量	－ t	0.00 t	114.38 t	－ t
優良認定処理業者への処理委託量	－ t	0.00 t	114.38 t	－ t
再生利用業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸
	全 処 理 委 託 量	0.10 t	10.00 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.10 t	10.00 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 処理施設の現地確認は原則として毎年実施を予定。また、新規リサイクル材料を受け入れることになった場合、新しい性状の産業廃棄物が発生する可能性があるが、その場合はできる限り優良認定業者への委託を検討していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		124.45 t
	(今後実施する予定の取組) 当排出事業場では、平成29年度より電子マニフェストによる運用を開始。		
※事務処理欄			

(第5面) - 2

	【目標】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油（廃溶剤）	汚泥（金属等を含むもの）	廃アルカリ（金属等を含むもの）	－
	全 処 理 委 託 量	0.20 t	0.01 t	40.00 t	－ t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0.20 t	0.01 t	40.00 t	－ t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	－ t	－ t	－ t	－ t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。